

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則

平成27年11月12日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、めんそーれ那覇市観光振興条例(平成27年那覇市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める公共の場所)

第2条 条例第12条の規則で定める公共の場所は、道路、広場、公園、駅その他の不特定又は多数の者が通行又は利用をすることができる場所であつて、公共の用に供されるものとする。

(規則で定める迷惑行為)

第3条 条例第12条の規則で定める迷惑行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 付きまとい・客引き行為(特定の観光客に対し、立ちふさがり、同行し、追隨し、又は付きまといながら、当該観光客が拒絶の意思を示しているにもかかわらず、営業に係る客となるように誘う行為をいう。)
- (2) 看板・商品等の違法な設置行為(法令又は条例の規定に基づき設置し、又は管理している場合を除き、置き看板、商品その他の物品を設置し、又は放置する行為をいう。)
- (3) 車両の違法な通行及び駐停車(法令の規定に基づく場合を除き、車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号の車両をいう。)の通行又は駐停車(同項第18号の駐車又は同項第19号の停車をいう。)をさせる行為をいう。)

(迷惑行為防止重点地区の指定)

第4条 市長は、観光地としての良好な環境を保つために特に必要があると認める地区を、迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地区の指定をしたときは、これを公告するものとする。

(指導の方法等)

第5条 条例第13条の指導は、次項の場合を除くほか、原則として口頭により行うものとする。

2 市長は、重点地区において前項に規定する口頭による指導を受けた者が、再び重

点地区において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を書面により勧告することができる。

3 市長は、条例第13条の指導に必要な限度において、条例第12条の迷惑行為を行った者(同条の迷惑行為を行ったと思料される者を含む。)又はその相手方若しくは関係人に対して、質問をし、又は文書の提示その他必要な協力を求めることができる。

4 市長は、条例第13条の指導及び前項に規定する質問等を、あらかじめ指定する者に行わせることができる。

5 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを公告するものとする。

(関係行政機関に対する協力依頼)

第6条 市長は、条例第12条に規定する観光地としての良好な環境の維持に必要な限度において、警察署長、道路管理者等の関係行政機関に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(補則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。